

村営住宅 東第4団地入居募集について

・募集住宅

村営住宅 東第4団地（3LDK） 駐車場なし
リビング/ダイニング・キッチン・洋室（2部屋）・和室（1部屋）・玄関・洗面脱衣室
浴室・トイレ・押入れ

・家賃

- （1）入居者の所得に応じて算定する。ただし、毎年、家賃の見直し算定がある。
- （2）敷金は、入居時の家賃月額のお3ヶ月分となります。

・入居資格

- （1）栗国村内に住所を有する者であること。
- （2）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他結婚の予約者を含む。）があること。
- （3）現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- （4）同居世帯員全員の計算後の所得額が次の金額を超えない者。
一般世帯 214,000円/月（公営住宅家賃算定後の所得月収）
- （5）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者でありかつ現に同居する親族又は同居しようとする親族がある者にあつては当該親族が暴力団員に該当しない者であること。

・申込方法

村営住宅入居申込書等を役場経済課窓口へ提出してください。
（様式が必要な方は役場経済課にて配布します）

・提出書類

1. 村営住宅入居申込書
2. 所得があるすべての入居予定者の所得証明書若しくは源泉徴収

・申込期間

令和8年3月17日（火）～同年3月27日（金）

・選考方法

応募者が、募集する村営住宅の戸数を超える場合は、住宅困窮度の高い方から選考し、それでも募集戸数を超える場合は、抽選によって決定する。

・お問合せ先

栗国村役場経済課 住宅担当（098-988-2258）

担当：上原